

就労継続支援B型事業へのアンケート調査

－速報値－

I. 目的

障害者の完全参加と平等が社会の理念となって久しい。社会における障害者の存在そのものは当たり前となりつつあるが、その生活を支える経済的な視点では年金、生活保護による保障がその中心であり、働いて得る収入はごく一部に留まり、自立には程遠い状況である。

その現状を改善すべく 2006 年制定の障害者自立支援法より就労支援を施策の中心において各種取組を行い、一般就労においてその促進が図られるなど成果も見せている一方、企業への就労が叶わない重度障害者が利用する就労継続支援 B 型事業においては月額 15,000 円あまりと法以降も大きな進展がないまま推移している。法による整備が成果を生み出すためには、事業者自身の意識を向上させることが必須であると考えられるが、現状はそれぞれの自己努力に委ねられている現状である。

本調査は、これまで調査がされてこなかった事業者の取り組みの実情とその意識を調査し、事業者の自立心を阻む要因を明らかにするとともに、法改正、通達等行政上の必要な対応について提言を行うことを目的とする。

II. 調査概要

1. 調査実施の概要

○ 配布回収

郵送により調査依頼を行い、Web より調査票を回収

○ 実施時期

平成29年12月1日（金）ホームページでの回答受付開始

平成29年12月22日（金）当初締切 12月27日（水）最終締切

○ 配布数

WAMNET登録事業所数 12,021票

宛先不明等による返送調査票数 186票

有効配布母数 11,835票

○回収状況

	回収数	無効票	有効回答数	回収率
Web 回答	3,587 票	0 票	3,587 票	30.3%
Fax 回答	130 票	0 票	130 票	1.0%
総数	3,717 票	0 票	3,717 票	31.3%

*** 集計結果について**

個別の集計結果について、各グラフのタイトルの横に括弧書きにおいて示されている『SA』は「単数回答(シングルアンサー)」、『MA』は「複数回答 (マルチアンサー)」、『数値』は「実数の記述による回答」の設問であることを示し、nは母数を示している。また、MAのグラフにおけるパーセンテージは、母数に対する選択肢の回答者の割合を示す。

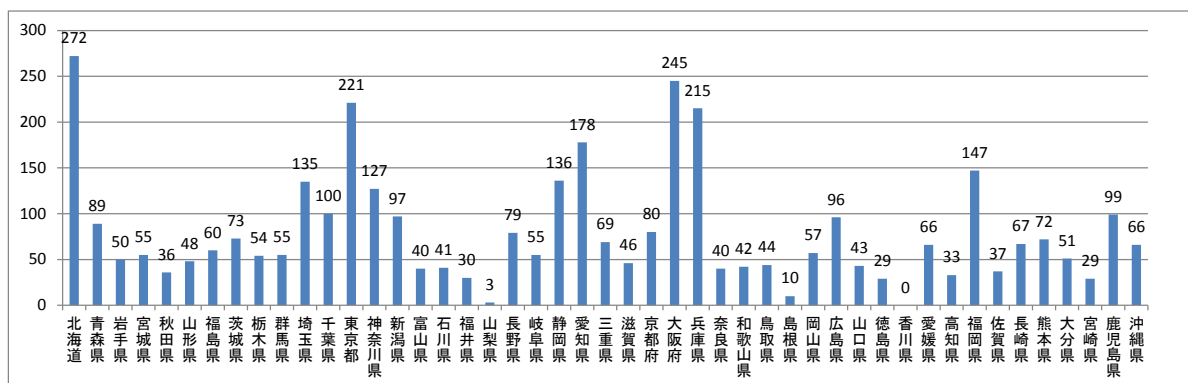
Ⅲ. 単純集計結果

1. 基礎項目

(1) 都道府県別事業所数

都道府県別に事業所数をみると、「北海道」272 事業所がもっとも多く、次いで「大阪府」245 事業所、「東京都」221 事業所、「兵庫県」215 事業所などが続き。これらの都道府県が上位を占める。また、概ね 50 前後の県が多数を占めるが、「香川県」0 事業所や「山梨県」3 事業所や「島根県」10 事業所など極端に事業所が少ない県もみられる。

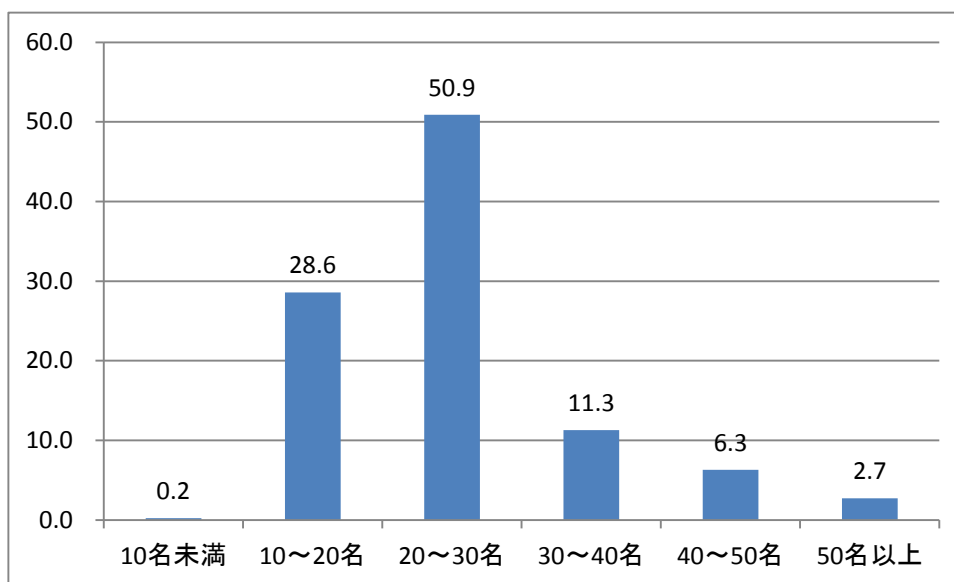
図 2-1-1 都道府県別事業所数 (SA・n=3,717)



(2) 定員・実利用人数

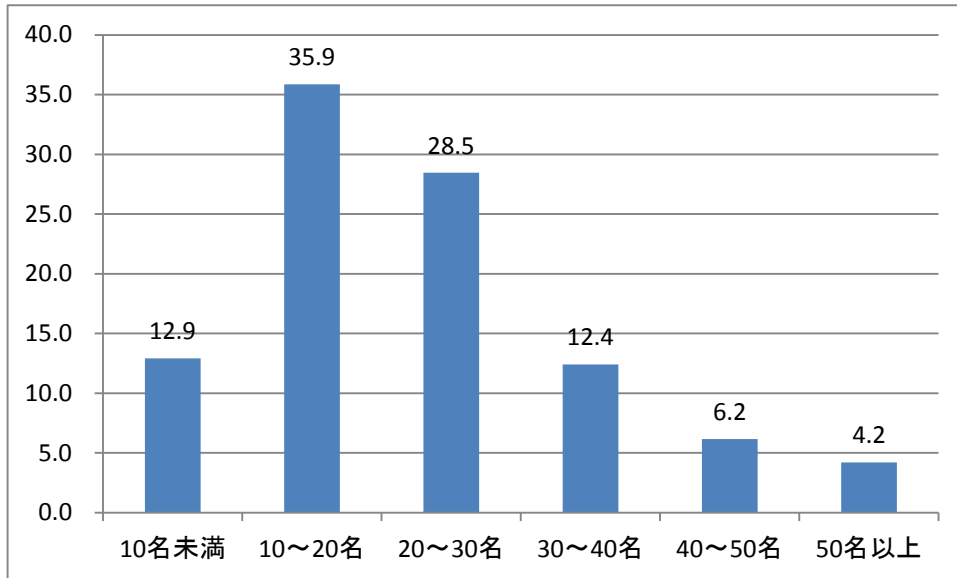
事業所の定員では、「20～30 名」がもっとも多く 1,891 事業所 (50.9%) と約半数を占めており、次いで「10～20 名」1,062 事業所 (28.6%) が続き、この 2 つの階層で約 8 割を占めている。

図 2-1-2 定員数別事業所数 (数値・n=3,716)



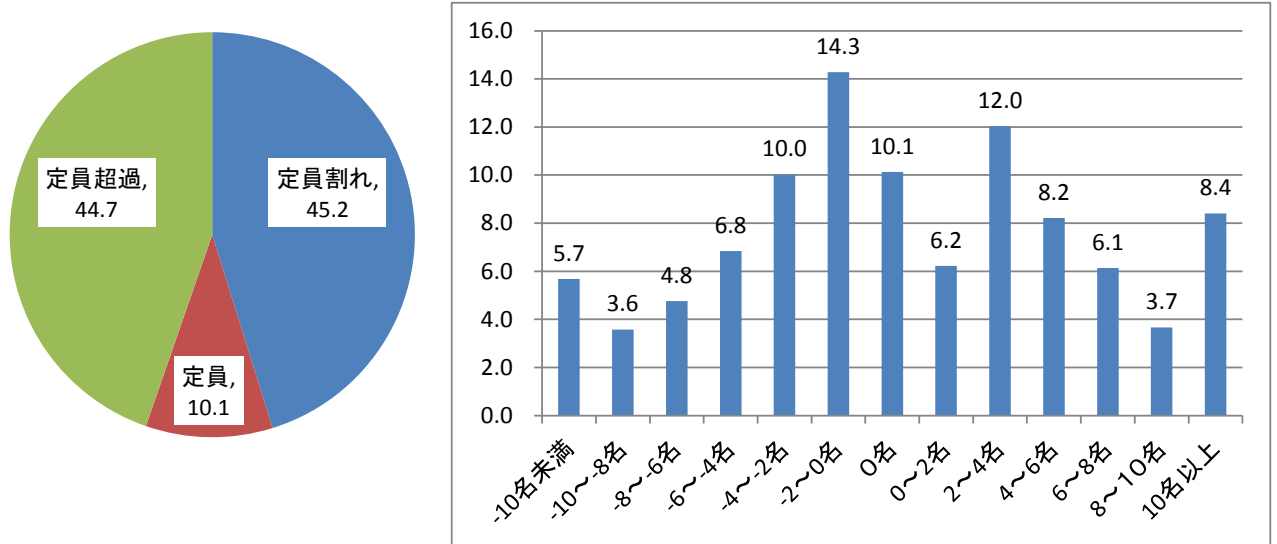
一方、実利用者数では、「10～20 名」がもっとも多く 1,332 事業所 (35.9%) となっており、定員に比べて 7.3 ポイント増、「20～30 名」は大きく減少して 1,057 名 (28.5%) と定員に比べて 22.4 ポイントの減となっている。また、「10 名未満」では 480 事業所 (12.9%) と定員に比べて 12.7 ポイント増加となっている。

図 2-1-3 実際の利用人数別事業所数（数値・n=3,715）



定員と実利用者数との差では、「定員」どおりの事業所は 376 事業所（10.1%）であり、「定員割れ」が 1,677 事業所（45.2%）、「定員超過」が 1,659 事業所（44.7%）となっており、定員割れと定員超過がほぼ同じ割合となっている。

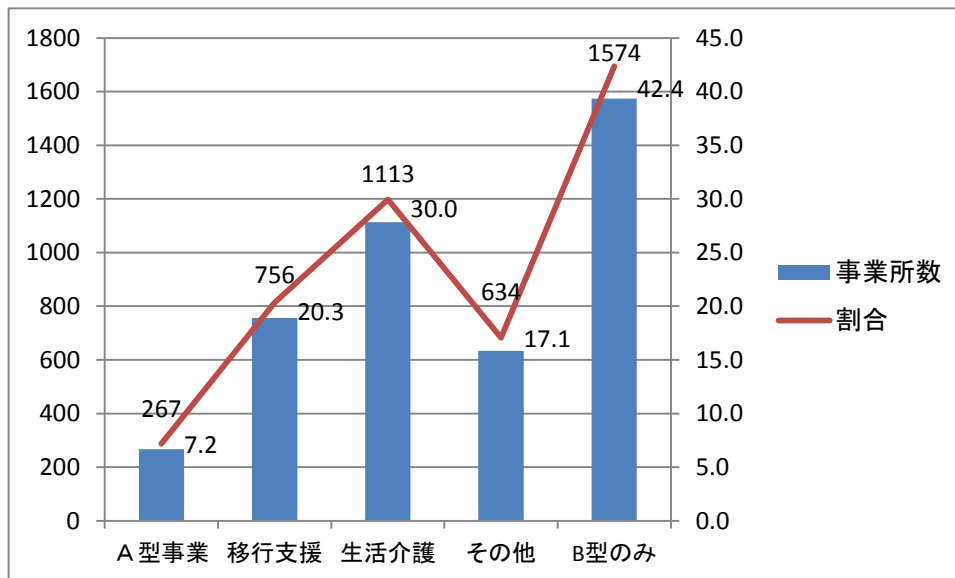
図 2-1-4 定員と実員の差別事業所数（数値・n=3,712）



(3) B型以外に実施しているサービス

B型事業以外のサービスを実施している事業所は 2,141 事業所 (57.6%) であり、「B型のみ」1,574 事業所 (42.4%) であった。また、B型事業以外の事業としては、「生活介護」1,113 事業所 (30.0%)、「移行支援」756 事業所 (20.3%)、「継続支援A型事業」267 事業所 (7.2%) であった。

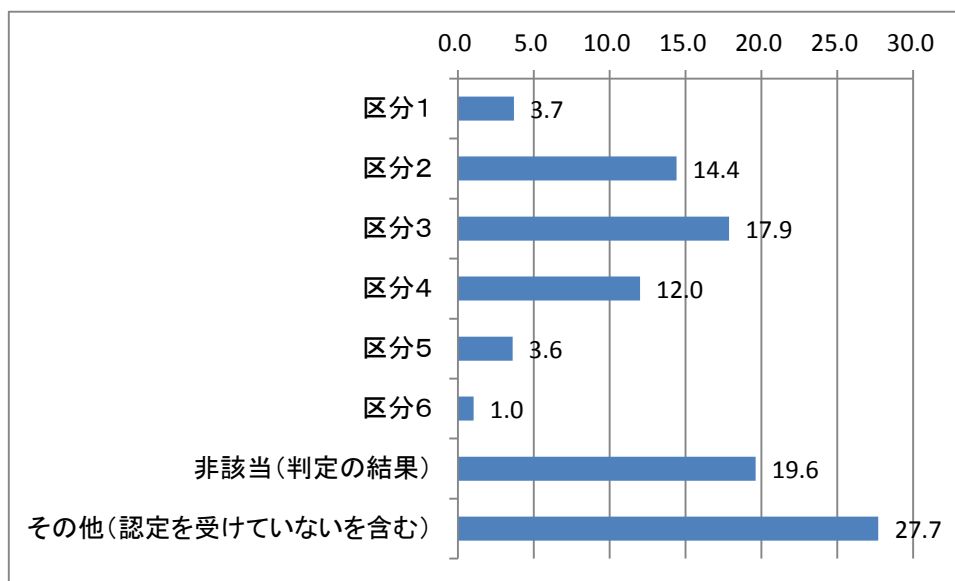
図 2-1-5 B型以外に実施しているサービス (MA・n=3,716)



(4) 障害支援区分割合

障害者支援区分別の人数の割合では、「認定を受けていない」27.7%、「非該当」19.6%と全体の約半数 (47.3%) は障害支援区分を有していない。また区分を判定された利用者では「区分3」17.9%がもっとも多く、次いで「区分2」14.4%、「区分4」12.0%となっており、区分3を中心とした分布構成となっている。また、区分5や区分6の支援の度合いが高い利用者は、全体の4.6%と少数にとどまる。

図 2-1-6 障害支援区分割合 (数値・n=3,691)

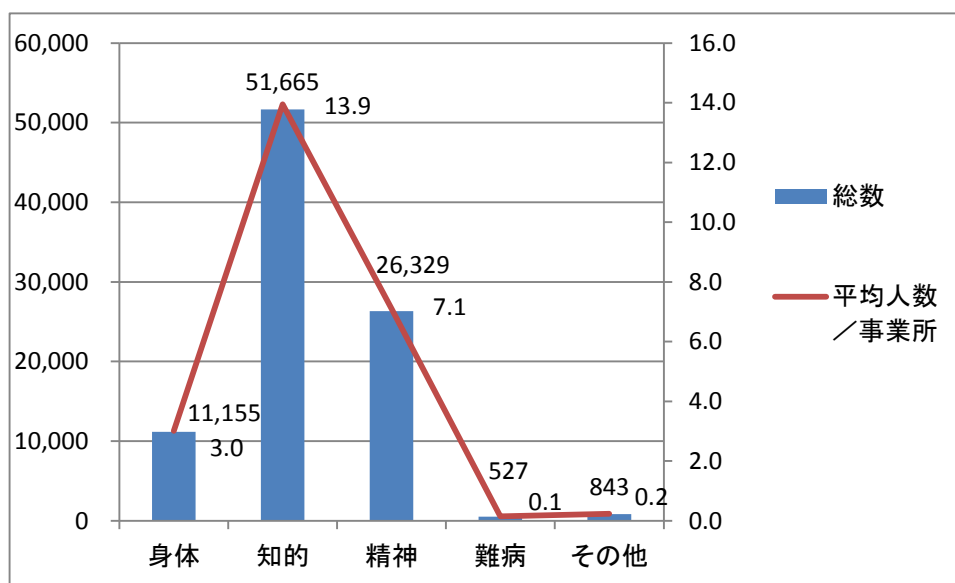


(5) 障害種別人数

障害種別人数について障害種別の重複している場合にはそれぞれの障害種別にカウントするものとして回答を求めたところ、全事業所での総人数では「身体」11,155名、「知的」51,665名、「精神」26,329名、「難病」527名、「その他」843名であり、知的障害者数がもっとも多い結果となった。

また、1事業所あたりの平均人数をみると、身体3.0名、知的13.9名、精神7.1名、難病0.1名、その他0.2名であった。

図 2-1-7 障害種別人数 (数値・n=3,705)

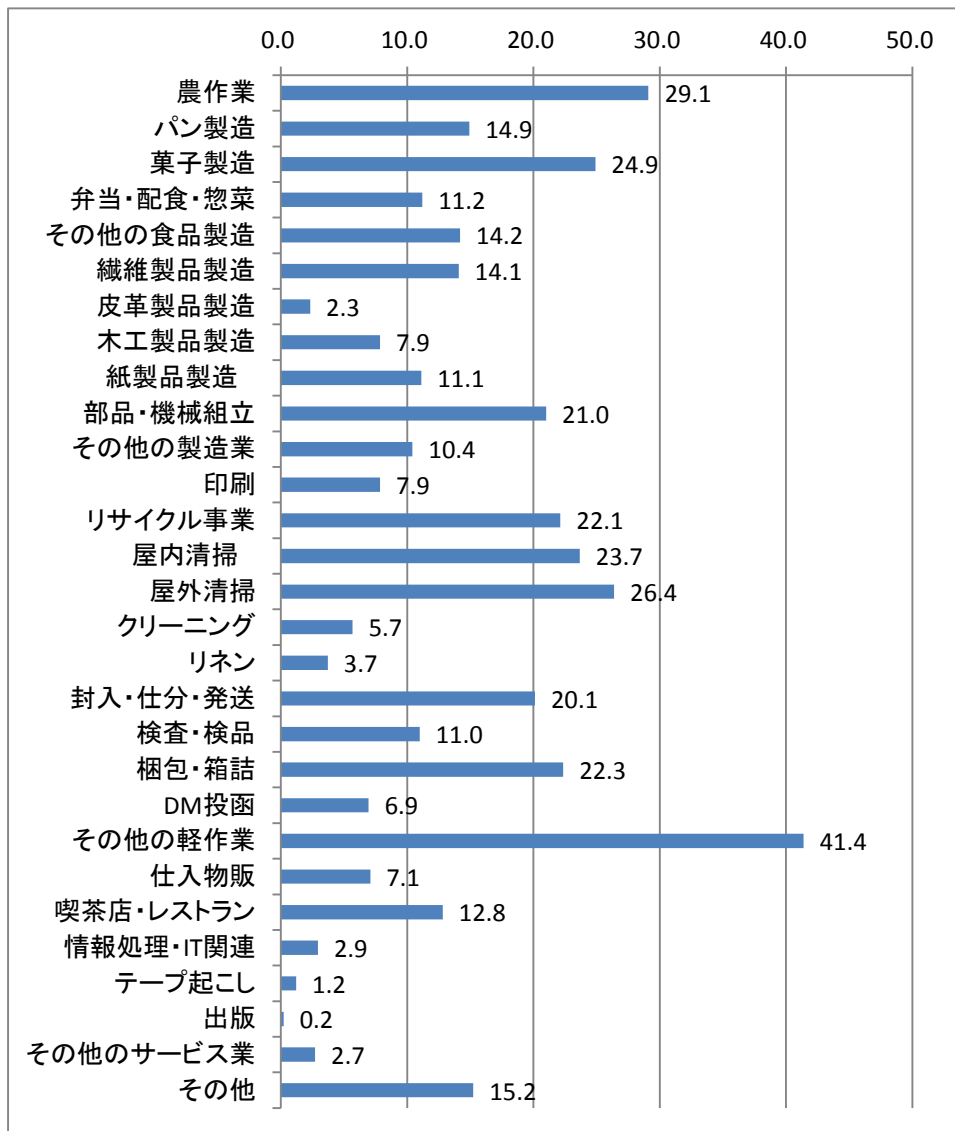


2. 事業所の概要について

(1) 生産活動の内容

生産活動の内容としては、「農作業」1,081 事業所（全事業所数に占める割合 29.1%）、「野外清掃」980 事業所（26.4%）、「菓子製造」925 事業所（24.9%）、「屋内清掃」879 事業所（23.7%）、「梱包・箱詰」830 事業所（22.3%）などが上位を占める。

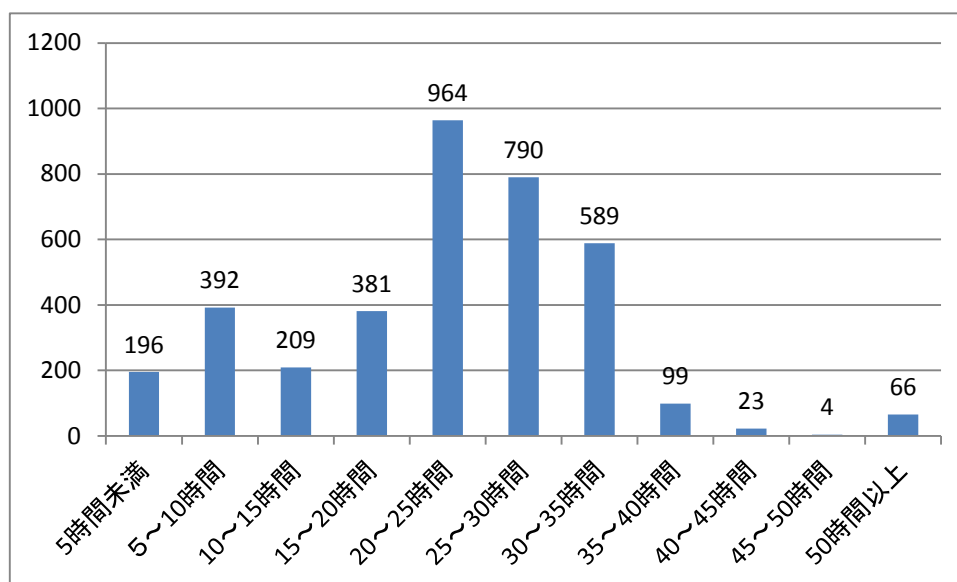
図 2-2-1 生産活動の内容（MA・n=3,715）



(2) 平均就労時間

平均就労時間では「20～25 時間」964 事業所 (26.0%) がもっとも多く、次いで「25～30 時間」790 事業所 (21.3%)、「30～35 時間」589 事業所 (15.9%) が続き、この3階層で全体の63.1%を占める。「20～25 時間」を頂点としているが、20 時間以下の階層が相対的に多く、35 時間以上階層が極端に少ない分布となっている。なお、全体の平均値は22.0 時間であった。

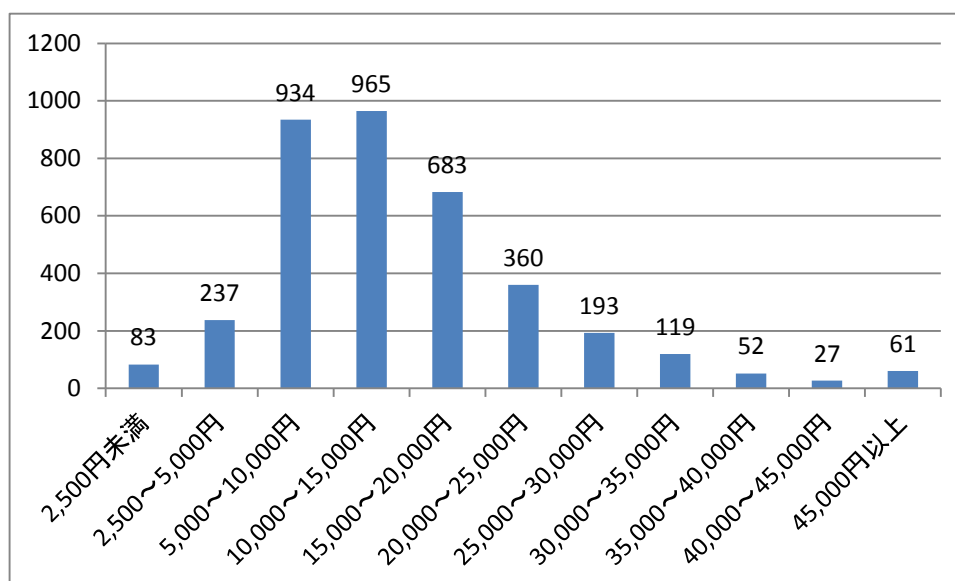
図 2-2-2 平均就労時間 (数値・n=3,713)



(3) 利用者平均工賃

利用者平均工賃では「10,000～15,000 円」965 事業所 (26.0%) がもっとも多く、次いで「5,000～10,000 円」934 事業所 (25.1%) が多く、この2階層で全体の51.1%を占める。全体の平均値は14,863 円であった。

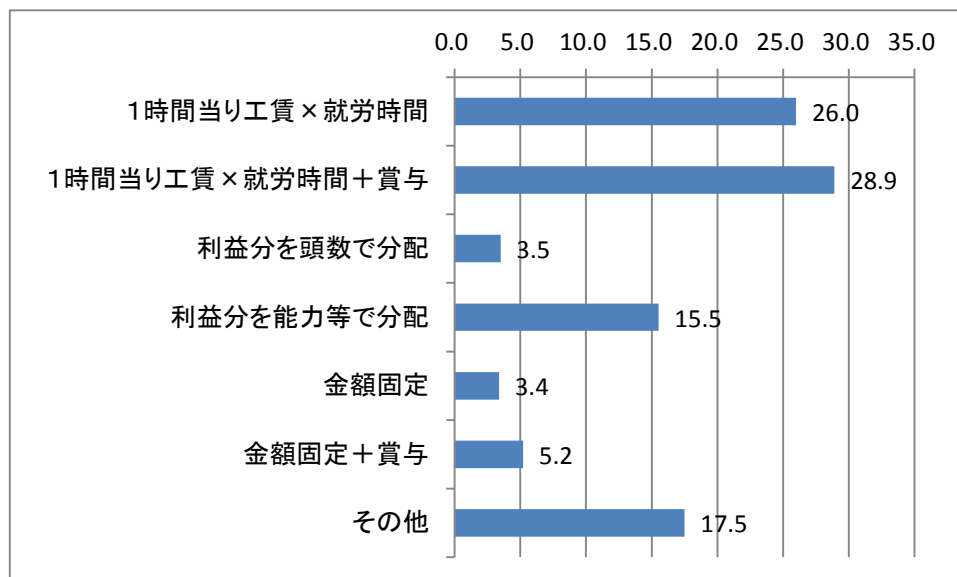
図 2-2-3 利用者平均工賃 (数値・n=3,712)



(4) 工賃の計算方法

工賃の計算方法では、「1時間当り工賃×就労時間+賞与」1,074事業所(28.9%)がもっとも多く、次いで「1時間当り工賃×就労時間」966事業所(26.0%)であり、時給で計算している事業所が54.9%を占める。時間給以外では、利益分の分配19.0%、金額固定8.6%であった。

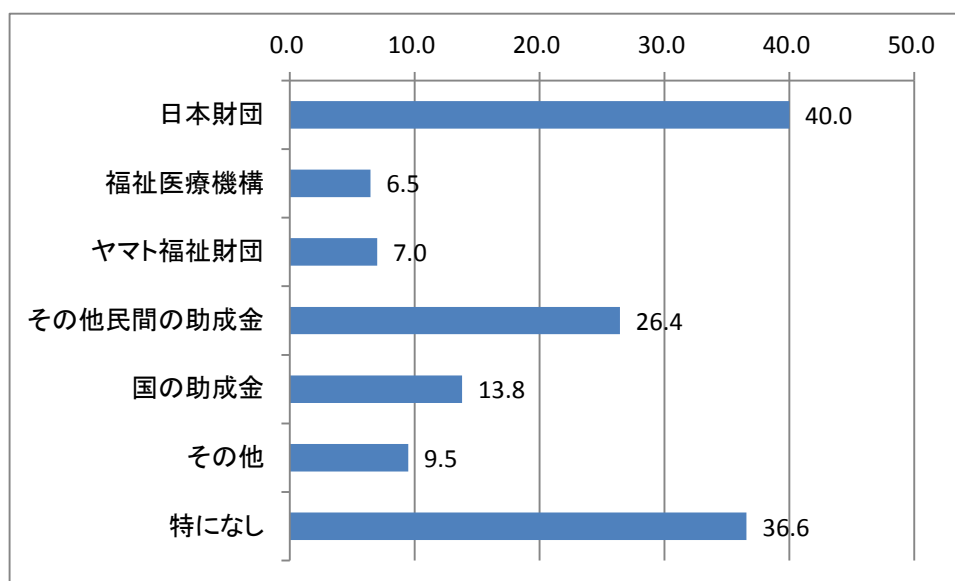
図 2-2-4 工賃の計算方法 (SA・n=3,717)



(5) 制度や助成金の利用状況

制度や助成金の利用状況では、「日本財団」1,484事業所(40.0%)がもっとも多く、次いで「特になし」1,357事業所(36.6%)、「その他民間の助成金」981事業所(26.4%)であった。民間の助成金では、「日本財団」単一の助成先としては、他と比べて著しく多い結果となった。

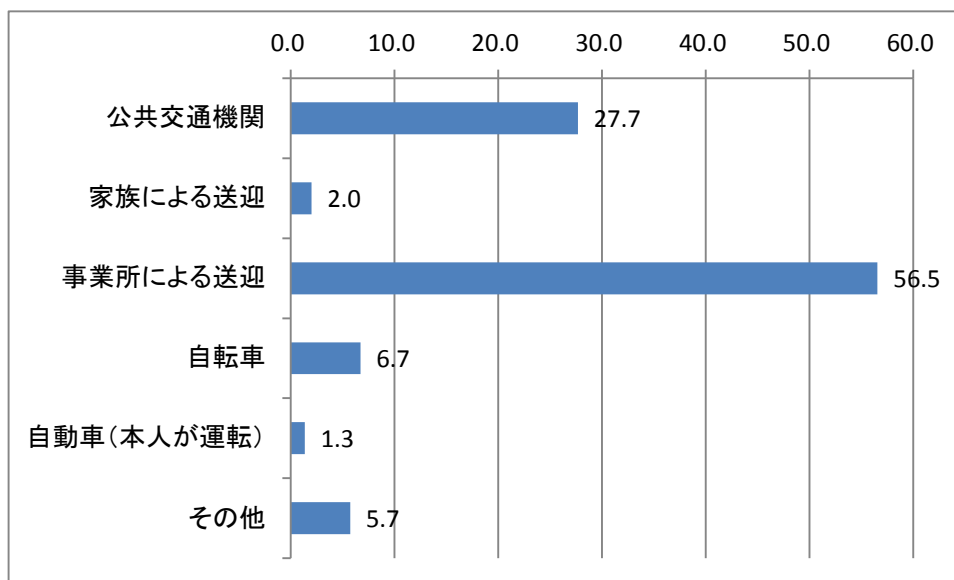
図 2-2-5 制度や助成金の利用状況 (SA・n=3,711)



(6) 利用者の通勤手段

利用者の通勤手段としては、「事業所による送迎」2,095 事業所（56.5%）がもっとも多く、全体の過半数となっている。また、「公共交通機関」は1,025 事業所（27.7%）であった。平成22年国勢調査の結果では勤め先・学校のバスの利用者は1%未満であったことから、B型事業所においては、事業所による送迎が広く浸透していることが伺える。

図 2-2-6 利用者のうち最も多い通勤手段（SA・n=3,705）

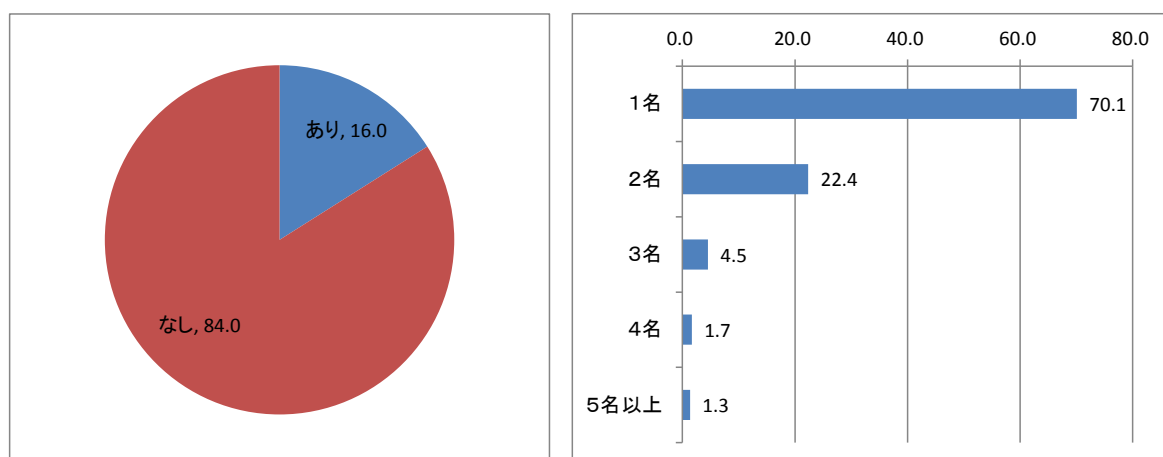


(7) 平成28年度A型への移行人数

平成28年度中にB型事業所からA型事業所へ移行した利用者の有無では、「あり」595 事業所（16.0%）、「なし」3,116 事業所（84.0%）であり、移行者のあった事業所は2割以下であった。

また、「ある」事業所での移行人数をみると、「1名」417 事業所（70.1%）、「2名」133 事業所（22.4%）と1～2名で9割を占め、あったとしても少数にとどまる。

図 2-2-7 平成28年度A型への移行人数（数値・n=3,711）

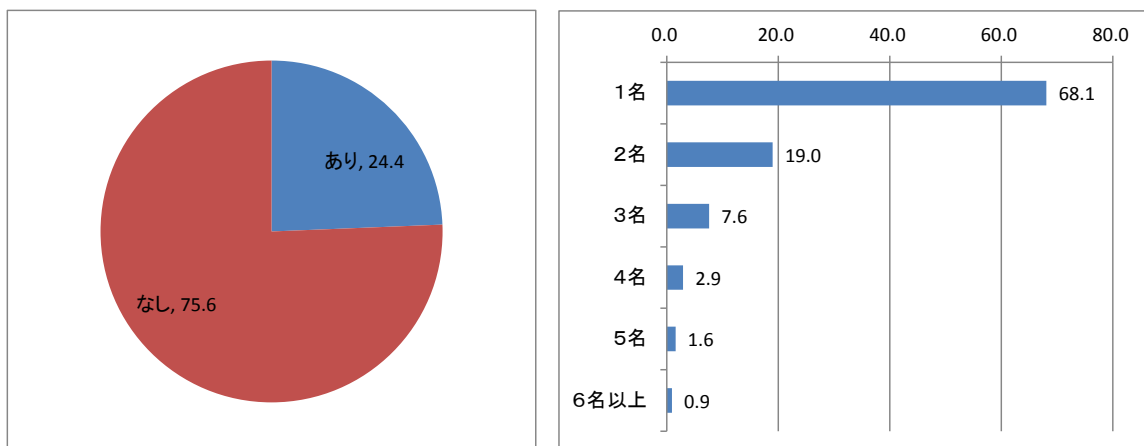


(8) 平成 28 年度企業への就業人数

平成 28 年度中に B 型事業所から一般就労した利用者の有無では、「あり」904 事業所 (24.4%)、「なし」2,807 事業所 (75.6%) であり、約 4 分の 1 の事業所で一般就労者がみられている。

また、「ある」事業所での一般就労者数をみると、「1 名」616 事業所 (68.1%) 及び「2 名」172 事業所 (19.0%) と 1～2 名で 9 割を占め、あったとしても少数にとどまる。

図 2-2-8 平成 28 年度企業への就業人数 (数値・n=3,711)

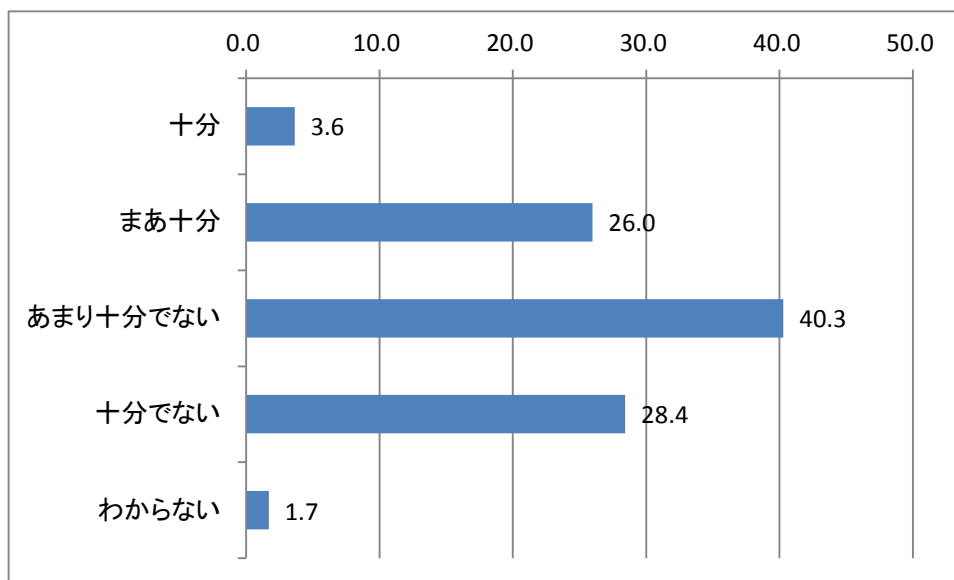


3. 工賃について

(1) 現状の支払い工賃についてどう思うか

現状の支払い工賃については、「あまり十分でない」1,494 事業所（40.3%）がもっとも多く、次いで「十分でない」1,054 事業所（28.4%）、「まあ十分」963 事業所（26.0%）が続く。全体では十分だと思わない事業所が7割、十分だと思う事業所が3割の結果となった。

図 2-3-1 現状の支払い工賃についてどう思うか（SA・n=3,709）

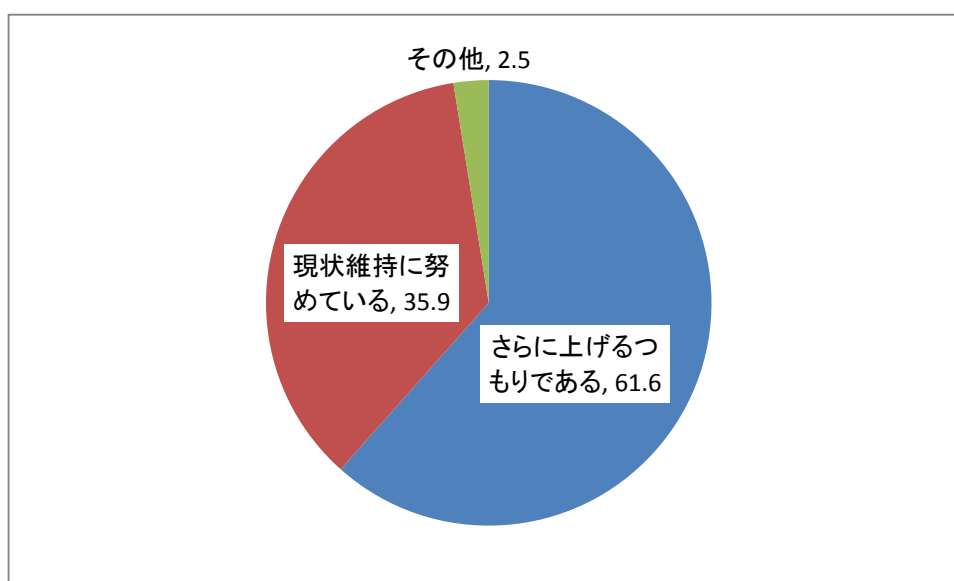


<補問>

①（十分・まあ十分回答者）今後の工賃への意向

「十分」や「まあ十分」を回答した事業所に今後の賃金に対する意向をたずねたところ、「さらに上げるつもりである」678 事業所（61.6%）と6割強の事業所では、十分と認識しつつも現状維持ではなくさらなる工賃の向上を試行している結果となった。

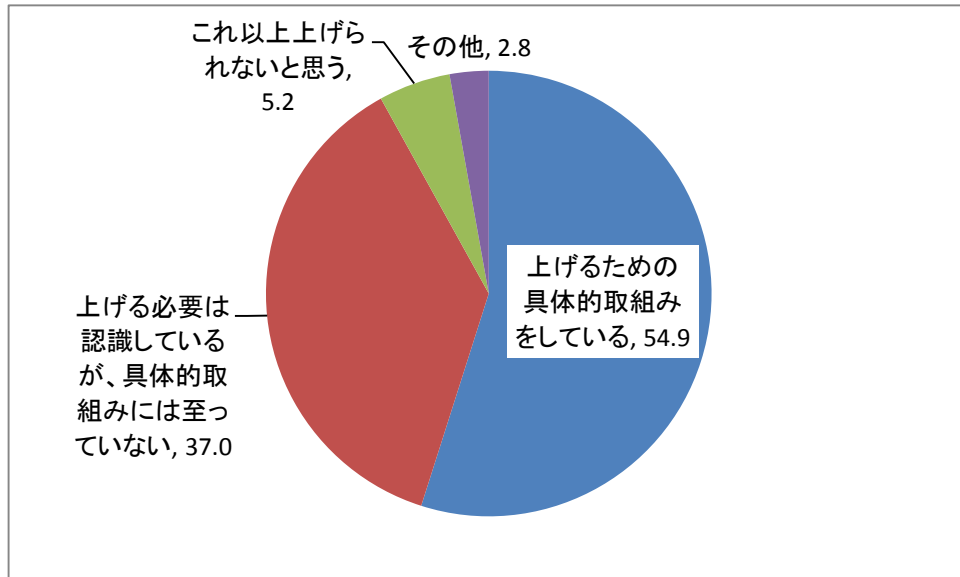
図 2-3-2 今後の工賃への意向①（SA・n=1,101）



② (あまり十分でない・十分でない回答者) 今後の工賃への意向

「あまり十分でない」や「十分でない」を回答した事業所に今後の賃金に対する意向をたずねたところ、工賃の向上に向けて「上げるための具体的取り組みをしている」1,399 事業所 (54.9%) がもっとも多く過半数を占め、次いで「上げる必要は認識しているが、具体的取り組みには至っていない」944 事業所 (37.0%) であった。また、「これ以上上げられないと思う」事業所も 133 事業所 (5.2%) みられた。

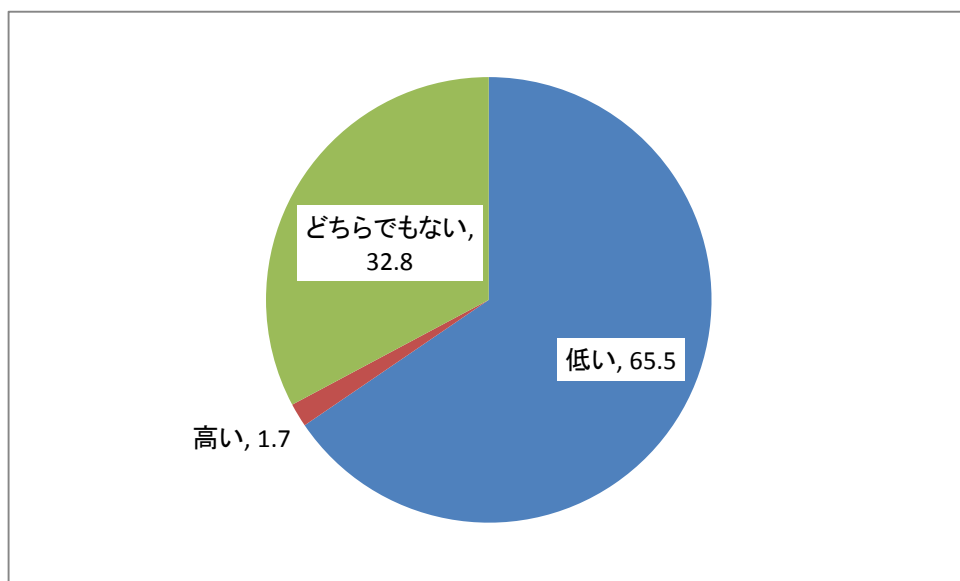
図 2-3-3 今後の工賃への意向② (SA・n=2,548)



(2) 最低基準をどう思うか

平均工賃 3,000 円という最低基準をどのように思うかをたずねたところ、「低い」2,432 事業所 (65.5%) であり、「高い」64 事業所 (1.7%) とごく少数にとどまった。また、「どちらでもない」とする事業所も 1,218 事業所 (32.8%) みられた。

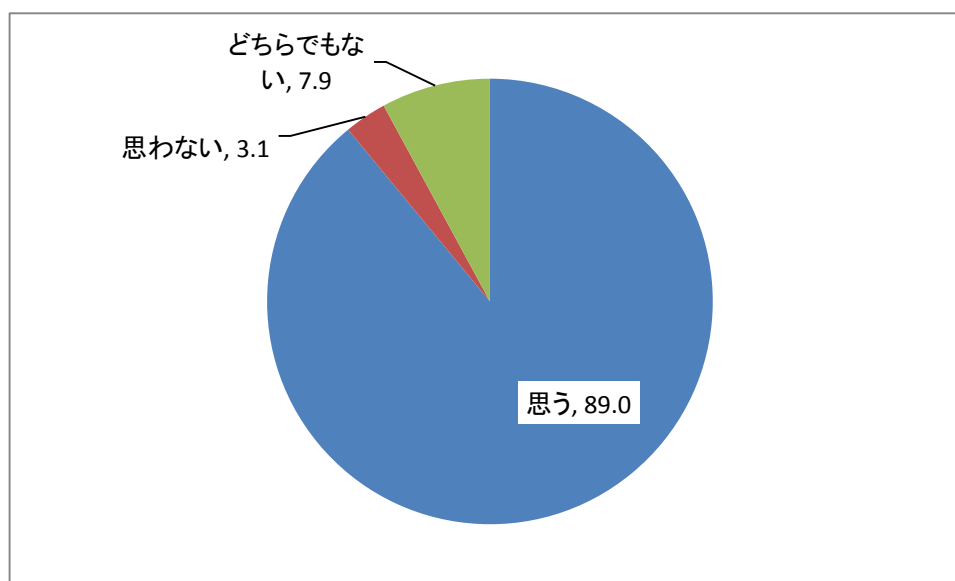
図 2-3-4 最低基準をどう思うか (SA・n=3,714)



(3) 工賃向上は必要だと思うか

工賃向上は必要だと思うかとの問いに対しては、「思う」3,308 事業所 (89.0%)、「思わない」114 事業所 (3.1%) であり、工賃の向上が必要だと思う事業者は9割に達している。

図 2-3-5 工賃向上は必要だと思うか (S A・n=3,716)

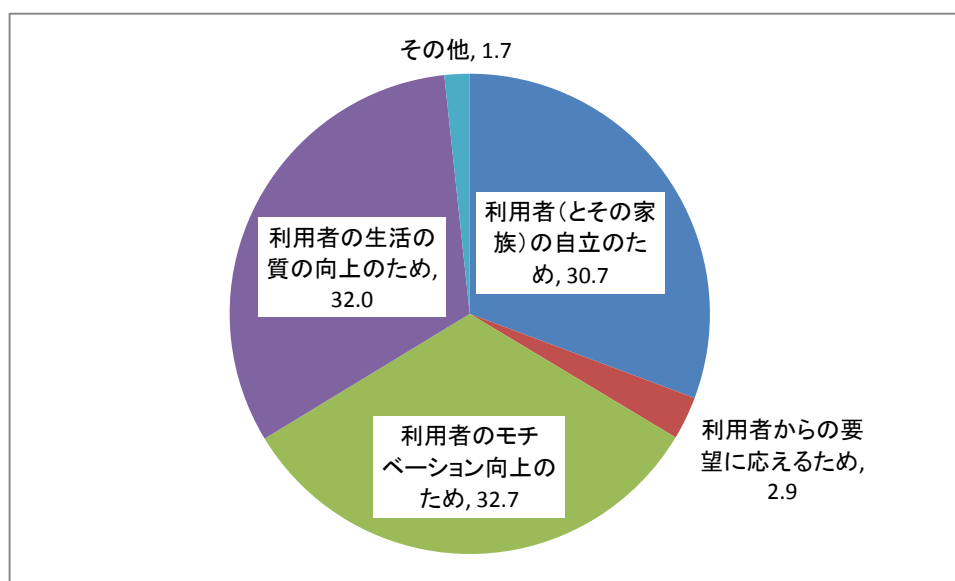


<補問>

① (「思う」回答者) 工賃向上が必要だと思う理由

「思う」と回答者した事業所に対して、工賃向上が必要だと思う理由をたずねたところ、「利用者のモチベーション向上のため」1,081 事業所 (32.7%)、「利用者の生活の質の向上のため」1,058 事業所 (32.0%)、「利用者(とその家族)の自立のため」1,015 事業所 (30.7%) が僅差で並び、回答が大きく3つに分かれる結果となった。

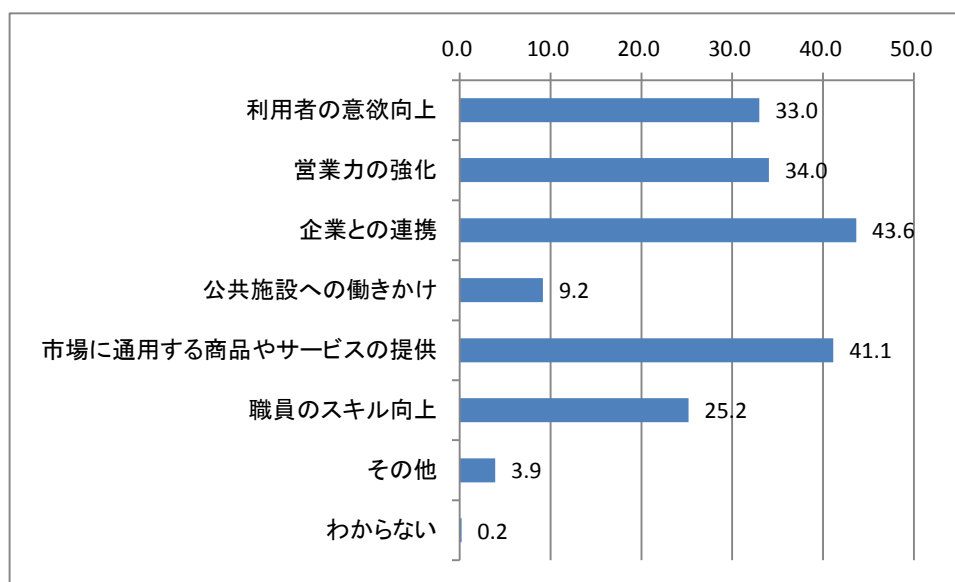
図 2-3-6 工賃向上が必要だと思う理由 (S A・n=3,306)



② 「思う」回答者）工賃向上に必要な取り組み

さらに工賃向上に必要な取り組みをたずねたところ、「企業との連携」1,441 事業所（43.6%）がもっとも多く、次いで「市場に通用する商品やサービスの提供」1,358 事業所（41.1%）が40%台でならび、「営業力の強化」1,124 事業所（34.0%）、「利用者の意欲向上」1,089 事業所（33.0%）が30%台で続く。

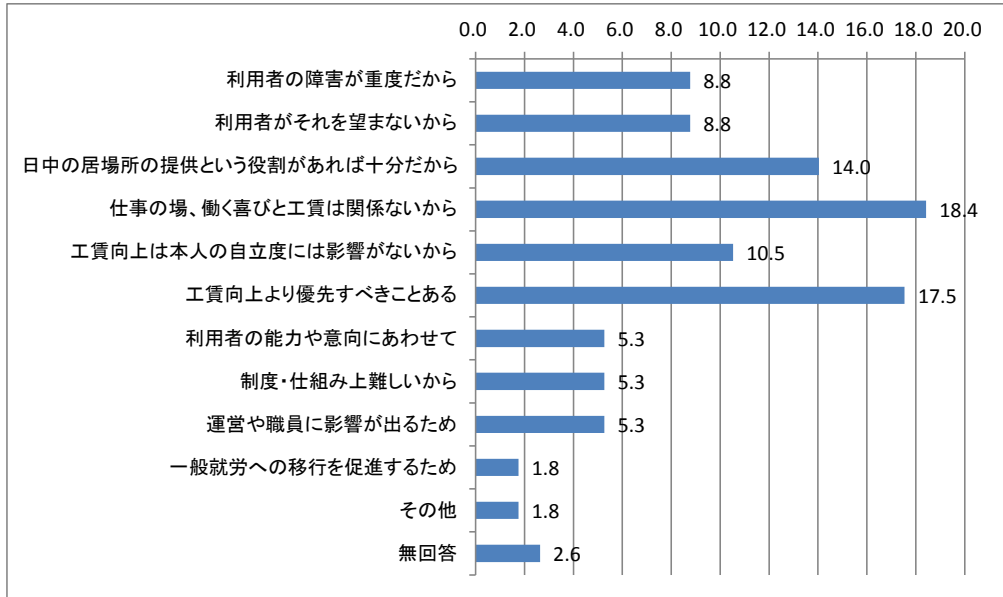
図 2-3-7 工賃向上に必要な取り組み（MA・n=3,302）



③ 「思わない」回答者）工賃向上が必要だと思わない理由（SA・n=114）

工賃の向上を必要だと思わない事業所にその理由をたずねたところ、「その他」45 事業所（39.5%）が一番多い結果となったため、その他の具体的内容を分類集計し、選択肢の集計結果を合わせて示すこととした。その結果、「仕事の間、働く喜びと工賃は関係ないから」21 事業所（18.4%）がもっとも多く、次いで「工賃向上より優先すべきことがある」20 事業所（17.5%）、「日中の居場所の提供という役割があれば十分だから」16 事業所（14.0%）が続く結果となった。

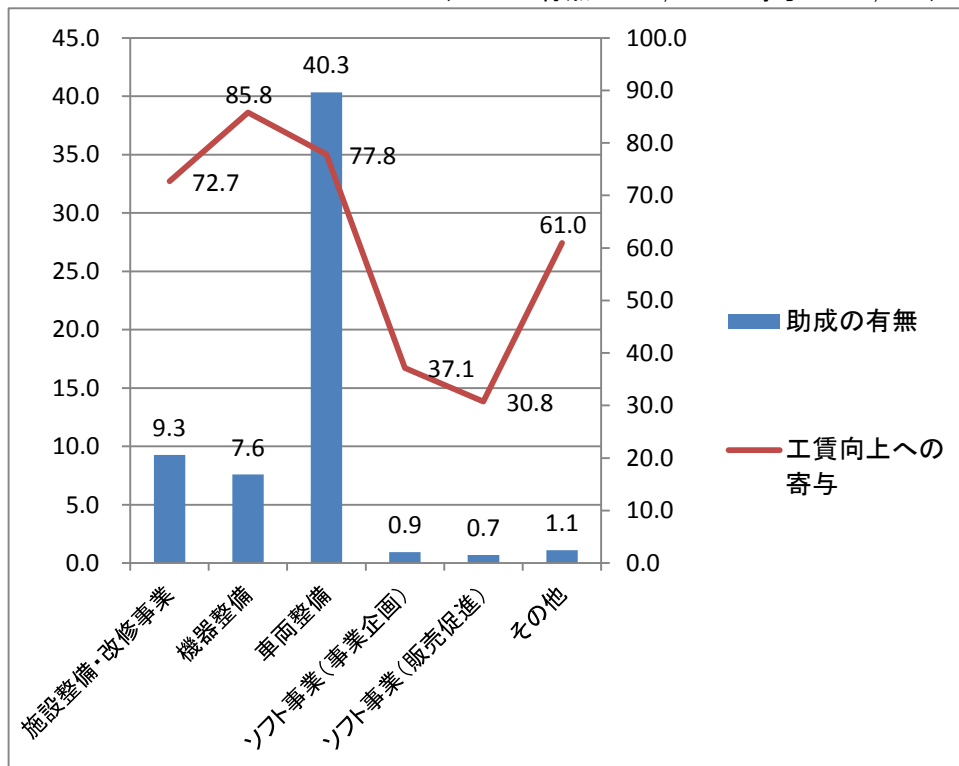
図 2-3-8 工賃向上が必要だと思わない理由 (SA・n=114)



(4) 日本財団の助成の有無と工賃向上への寄与

事業内容ごとに日本財団からの助成の有無と、助成があった場合には助成事業が工賃向上に寄与したかをたずねた。その結果、助成の有無に関しては「車両整備」1,497 事業所 (40.3%) が群を抜いて多く、30 ポイント下になって「施設整備・改修事業」344 事業所 (9.3%)、「機器整備」282 事業所 (7.6%) が続く。また、工賃向上への寄与では「機器整備」回答事業所の 85.8% がもっとも多く、次いで「車両整備」77.8% や「施設整備・改修事業」72.7% が 70% 台で続く結果となった。

図 2-3-9 日本財団の助成の有無と工賃向上への寄与
(SA・有無 n=3,713・寄与 n=1,703)

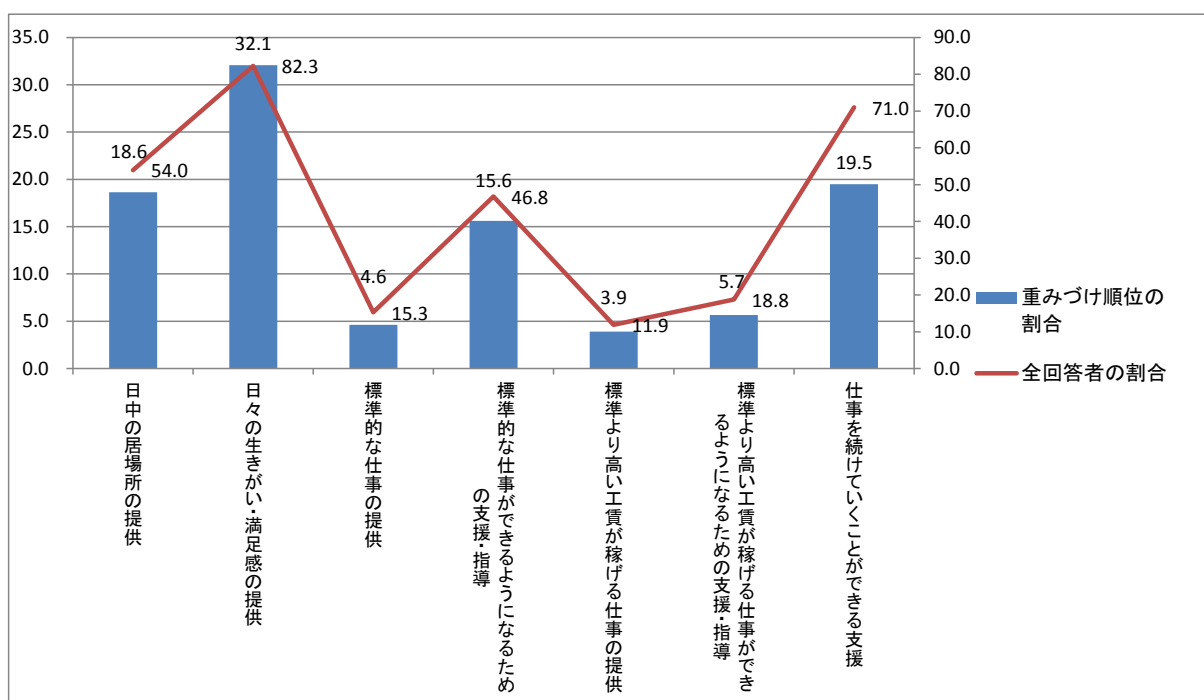


4. 支援費について

(1) 支援費は利用者に提供するどのような価値の対価か？

支援費は事業所が利用者に対して提供するどのような価値の対価だと思うのか1位から3位まで順序をつけて回答を求めた。この回答数に1位3点、2位2点、3位1点を掛けて重みづけを行った総合得点をまとめた結果、「日々の生きがい・満足感の提供」32.1%がもっとも多く、次いで「仕事を続けていくことができる支援」19.5%、「日中の居場所の提供」18.6%が上位を占めた。また、それぞれの回答した事業所が全体に占める割合を求めたところ、「日々の生きがい・満足感の提供」が全体の82.3%、「仕事を続けていくことができる支援」71.0%と高い割合となっている。全般的に生きがいや満足感、仕事を続けること事業の価値を見出している事業者が多いことが伺える。一方、仕事の提供や仕事ができるようになるための支援・指導といった選択肢は10%台にとどまり、全体に占める割合も数%以下にとどまる。

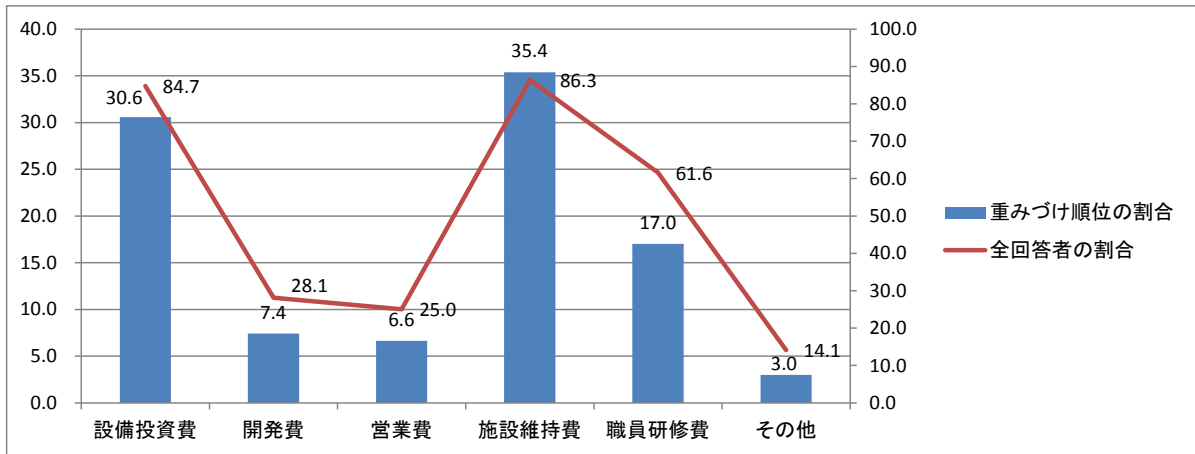
図 2-4-1 支援費は利用者に提供するどのような価値の対価か？（SA・n=3,716）



(2) 支援費の使途

支援費の使途についても1位から3位まで順序をつけて回答を求め、上記と同様に集計を行った。その結果、「施設維持費」35.4%がもっとも多く、次いで「設備投資費」30.6%、「職員研修費」17.0%が上位を占めた。また、全体に占める割合では「施設維持費」が全体の86.3%、「設備投資費」84.7%と8割を超える高い割合となっている。支援費の使途としてはハードの維持や投資費用としている事業者が多いことが伺える。一方、ソフト系では職員研修費17.0%が多いものの、開発費や営業費などは低く数%台にとどまる。

図 2-4-2 支援費の使途 (数値・n=3,714)

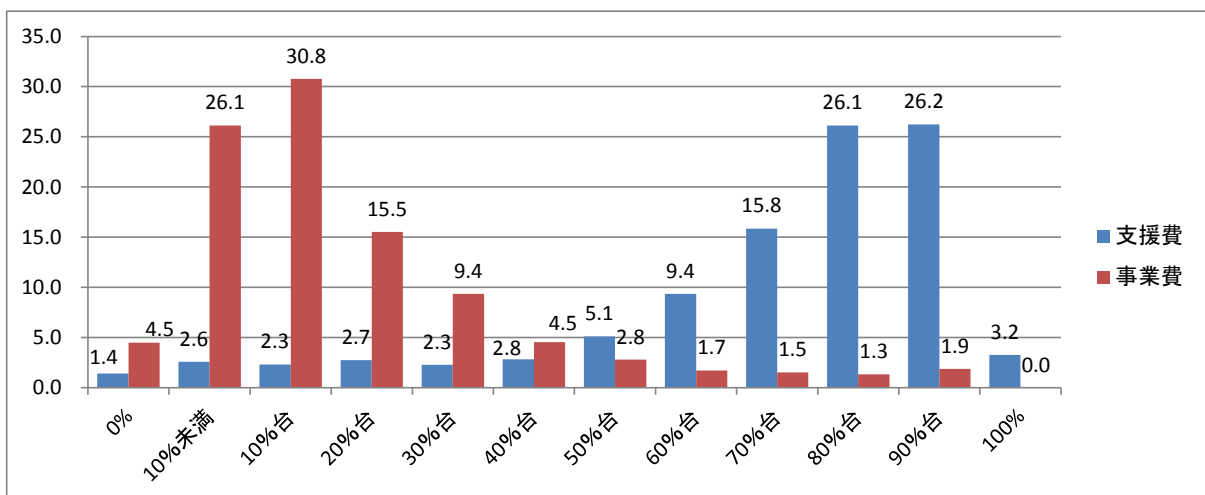


(3) 支援費及び事業費収入の全収入に占める割合別事業所数

支援費収入（訓練等給付金などの行政からの収入）及び事業費収入（生産活動による収入<売上>）が全収入に占める割合をたずねたところ、支援費では90%台 970 事業所（26.2%）と80%台 966 事業所（26.1）がほぼ同数でならび、この2つの階層で全体の52.4%を占める。一方、事業費では10%台 1,138 事業所（30.8%）、10%未満 966 事業所（26.1）が多く、0%も加えると20%未満の事業所が全体の61.4%を占める結果となった。なお、支援費の平均割合は71.3%、事業費は21.8%であった。

図 2-4-3 支援費及び事業費収入の全収入に占める割合別事業所数

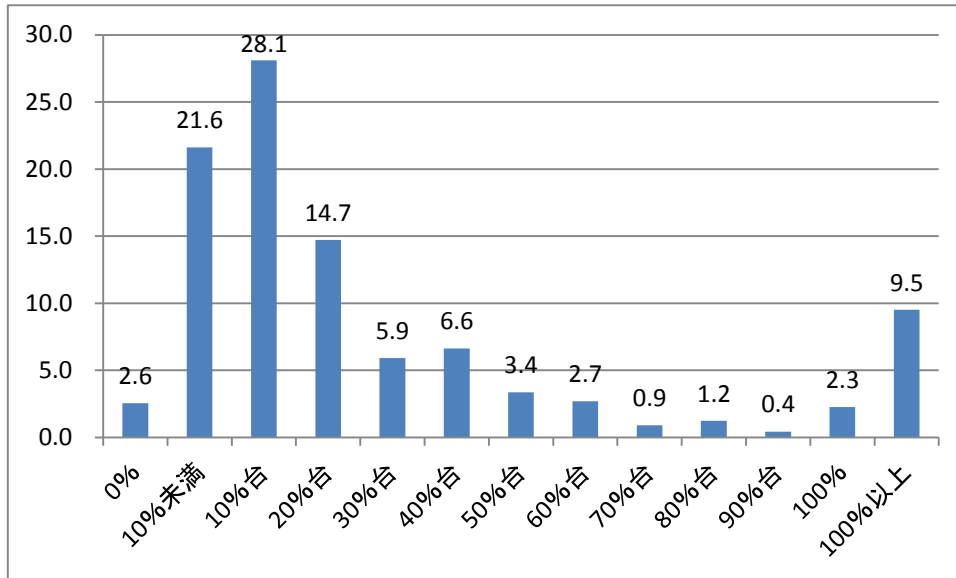
(数値・支援費 n=3,698、事業費 n=3,698)



【事業費/支援費別事業数】

支援費に対する事業費の構成比を割合でみたところ、10%台（支援費を100とした場合に事業費が支援費の10%の事業所）の1,025 事業所（28.1%）、10%未満の788 事業所（21.6%）が多く、20%未満の事業所が全体の52.3%と半数以上を占める。一方、100%を上回る（事業費が支援費と同等以上）事業所は430 事業所（11.8%）みられた。なお、全体の平均は23.7%であった。

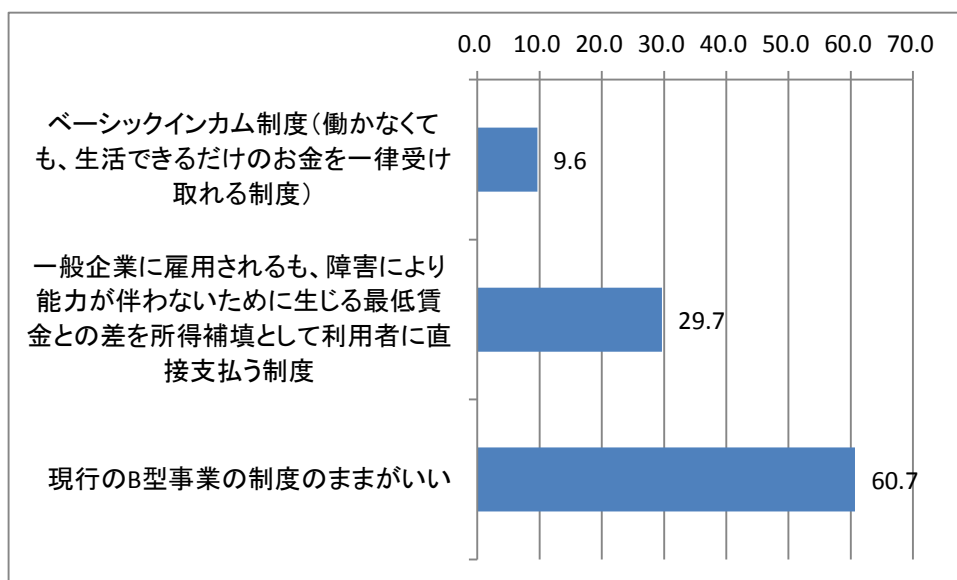
図 2-4-4 事業費/支援費別事業数 (n=3,646)



(4) 効果的だと思われる施策

現行のB型事業に要する支援費を財源にベーシックインカム制度（働かなくても、生活できるだけのお金を一律受け取れる制度）や所得補填（障害により能力が伴わないために生じる最低賃金との差を所得補填として利用者に直接支払う制度）の制度が導入されるとしたら、どの施策が効果的だと思うのかをたずねたところ、「現行B型事業」2,250 事業所（60.7%）がもっとも多く、次いで「所得補填」1,100 事業所（29.7%）、「ベーシックインカム」357 事業所（9.6%）の順であった。全体の6割は、ベーシックインカムや所得補填よりも現行のB型事業の方が有効だと考える結果となっている。

図 2-4-5 効果的だと思われる施策（数値・n=3,707）

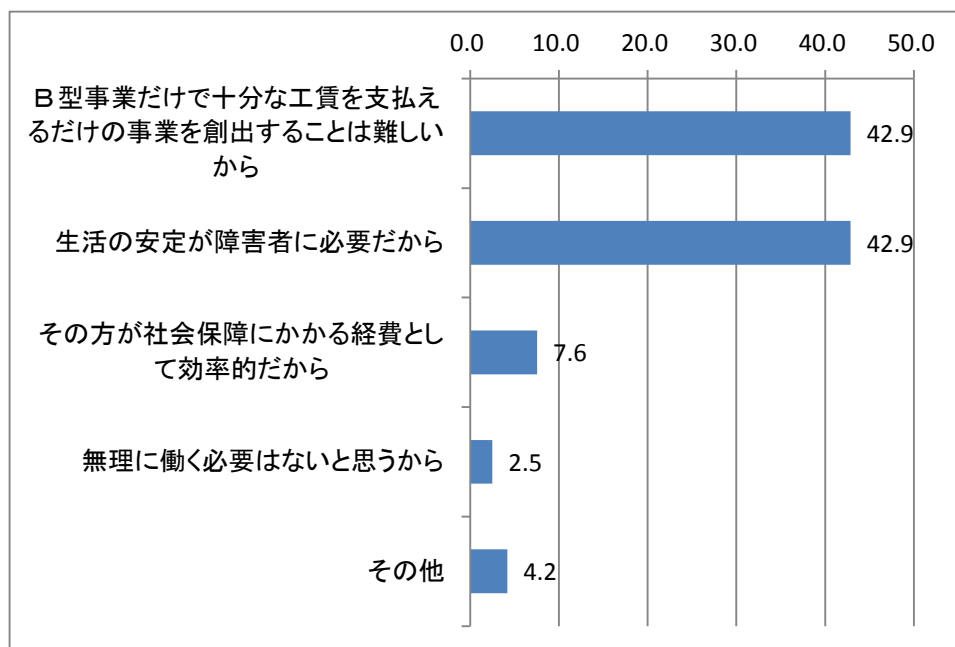


<補問>

① ベーシックインカムを選んだ理由

ベーシックインカムを選んだ事業所にその理由をたずねたところ、「B型事業だけで十分な工賃を支払えるだけの事業を創出することは難しいから」と「生活の安定が障害者に必要だから」が共に 153 事業所（42.9%）の回答となり、この2回答で全体の85.8%を占める。

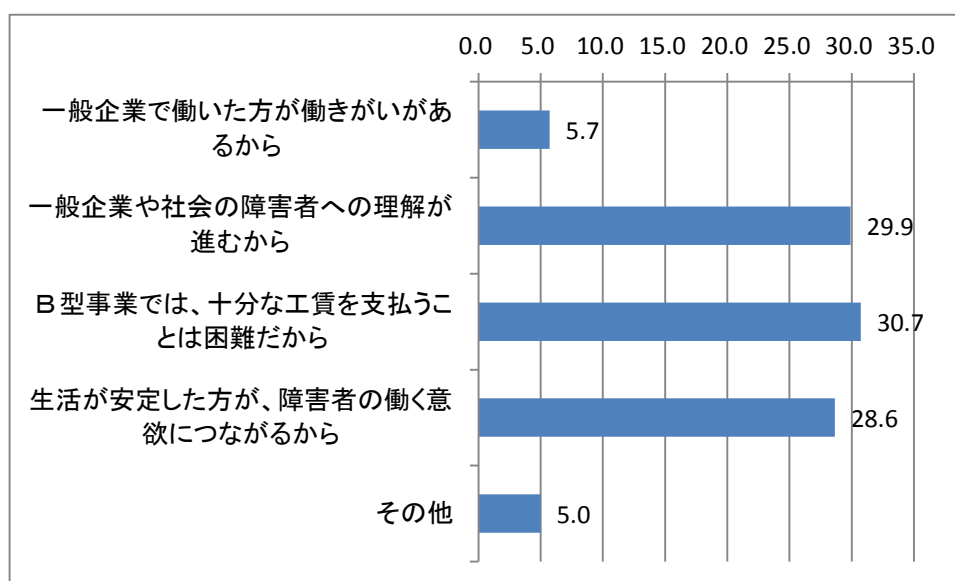
図 2-4-6 ベーシックインカムを選んだ理由（SA・n=357）



② 所得補填を選んだ理由

所得補填を選んだ事業所にその理由をたずねたところ、「B型事業では十分な工賃を支払うことは困難だから」338 事業所（30.7%）、「一般企業や社会の障害者への理解が進むから」329 事業所（29.9%）、「生活が安定した方が、障害者の働く意欲につながるから」315 事業所（28.6%）の3つの回答が僅差でならぶ結果となった

図 2-4-7 所得補填を選んだ理由（SA・n=1,100）



③ 現行のB型事業を選んだ理由

現行のB型事業を選んだ事業所にその理由をたずねたところ、「就労の意志を持ちつつも労働者になりきれない利用者の受け皿がなくなるため」1,477事業所（65.6%）が他の選択肢に比べて著しく多い結果となった。次いで45ポイント下がって「生活費の補填だけでは障害者の生活はよくならないから」473事業所（21.0%）となっている

図 2-4-8 現行のB型事業を選んだ理由（SA・n=2,250）

